介護(福祉)職員等処遇改善加算の見える化について

・介護職員等特定処遇改善加算の所得状況は、介護(福祉)職員等処遇改善加算(Ⅰ)　特定加算(Ⅰ)　ベースアップ等支援加算を取得しております。

当法人代表、児童発達支援管理責任者を除く、正社員・常勤職員・パート職員に処遇改善手当を支給しています。

また児童発達支援管理責任者に対し、処遇改善特定加算手当を支給しています。

処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みは以下のようになっています。

①働きながら介護福祉士や保育士等の資格習得を目指す者に対する研修受講支援や費用負担。また、研修受講は出勤扱いとすること。
②介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減。
②障害を持っている職員の働きやすい環境作り。
③子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実。
④事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化。
⑤健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備。
⑥非正規職員から正規職員への転換。
⑦職員の増員による業務負担の軽減。